

ショートステイみさご 指定(介護予防)短期入所生活介護利用契約書

____様 (以下、「利用者」と)、社会福祉法人翼友会ショートステイみさご(以下、「事業者」)が
ショートステイみさご(事業所)にて行う指定(介護予防)短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

○ 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定(介護予防)短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、その指定(介護予防)短期入所生活介護に対する料金を支払います。

○ 第2条(契約期間)

この契約の契約期間は 令和 ____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

- 2 利用者は、利用開始予定日から1日間以上の猶予において、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、指定(介護予防)短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 3 利用者は、利用開始日の午前9:00以降に入所し、利用終了日の午後17:00までに退所するものとします。
- 4 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

○ 第3条(指定<介護予防>短期入所生活介護計画)

利用期間が3日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「(介護予防)短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「(介護予防)短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

○ 第4条(指定<介護予防>短期入所生活介護の提供場所・内容)

指定(介護予防)短期入所生活介護の提供場所は秋田市飯島美砂町5番71号です。

所在地および設備の概要は別添【重要事項説明書】のとおりです。

- 2 利用者が利用できる指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの種類は重要事項説明書ののとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「(介護予防)短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿って指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。
- 5 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。
- 6 利用者は、指定(介護予防)短期入所生活介護サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

○ 第5条(サービスの提供の記録)

事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の実施終了後、指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの内容等を書面に記載し、指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

- 2 利用者に同居の家族がいる場合、事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の実施終了後、実施した指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの内容等をその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、指定(介護予防)短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
- 4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第3項の指定(介護予防)短期入所生活介護サービス提供記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、当該利用者に関する第3項の指定(介護予防)短期入所生活介護サービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

○ 第6条(料金)

事業者は、当該利用月の月末を締日とし、翌月10日までに料金の合計額の請求書に明細を付して利用終了日に利用者に交付します。

- 2 利用者は、請求を受けた月の20日までに予め指定した金融機関口座からの自動振替または現金・振込等により支払います。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

○ 第7条(利用開始前のサービスの中止)

利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなく指定(介護予防)短期入所生活介護サービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなく指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に定める計算方法により、1日分の利用料の全部または一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから7日間以内に銀行振り込み又は現金で支払うものとします。

○ 第8条(利用期間中の中止)

利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でも指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては重要事項説明書に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、指定(介護予防)短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

○ 第9条(料金の変更)

事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

○ 第10条(契約の終了)

利用者は、現に指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現に指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者が事業者を支払うべき指定(介護予防)短期入所生活介護サービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず7日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者またはその家族が、事業者や指定(介護予防)短期入所生活介護サービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

○ 第11条(秘密保持)

事業者および事業者の使用する者は、指定(介護予防)短期入所生活介護サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- 4 退職等により当該事業所の職員でなくなった者についても、就業中に知り得た個人情報については個人情報を漏らしません。

○ 第12条(賠償責任)

事業者は、お客様に対する本サービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由によりお客様またはそのご家族等の介護者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、お客様またはそのご家族等の介護者に過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

- 2 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- 3 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価(購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額)をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。
- 4 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、予めご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
- 5 お客様またはそのご家族等の介護者は、お客様またはそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、事業者のサービス従事者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

○ 第13条(緊急時の対応)

事業者は、現に指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○ 第14条(連携)

事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業所および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

○ 第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○ 第16条(本契約に定めのない事項)

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○ 第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<所在地> 秋田県秋田市飯島飯田一丁目12番40号
<名 称> 社会福祉法人 翼友会
理事長 間山 昭 印

事業所

<所在地> 秋田県秋田市飯島美砂町5番71号
<名 称> ショートステイみさご
<管理者> 木元 哲明

(お客様)

<住所> _____

<氏名> _____ 印

(署名代行者)

<住所> _____

<氏名> _____ 印
続柄()

(連帯保証人)

<住所> _____

<氏名> _____ 印